

## 三箇地域コミュニティ市民会議規約

(趣旨)

第1条 大東市自治基本条例に規定する協働と参画の趣旨に基づき、三箇地域に設置する全世代地域市民会議に関する運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この会議は、三箇地域の自治会、各種団体、関係機関の委員及び地域住民が互いに協力、連携し、自治会の範囲を超えた広い地域での課題解決に向けての意見調整や広域で取り組むことによって効果がある活動を互いに協力して実施し、よりよい地域社会を築くとともに、安心して快適な個性豊かな地域づくりを推進することを目的とする。

(名称)

第3条 この会議は、三箇地域コミュニティ市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(市民会議の区域)

第4条 市民会議の区域は、三箇自治区の区域とする。

(主たる事務所)

第5条 市民会議の主たる事務所は、大東市三箇4丁目1番5号 三箇自治会館内に置く。

(市民会議の事業)

第6条 市民会議は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全、安心な地域づくりに関すること。
- (2) 保健、医療又は福祉を通じた地域づくりに関すること。
- (3) 郷土愛の醸成に関すること。
- (4) 地域の伝統行事を通じた地域づくりに関すること。
- (5) 地域の生活環境の改善及び良好な景観の創造・保存に関すること。
- (6) 小中学校の教育環境の向上及び小中学生の健全育成に関すること。
- (7) コミュニティの育成に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個性豊かな住みよい地域づくりに関すること。

(構成)

第7条 市民会議は、三箇自治区内の自治会、各種団体、関係機関の委員及び地域住民並びに市民会議の趣旨・目的に賛同する地域内の事業所で構成する。

(役員)

第8条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名
- (3) 理事 35名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2 役員は、第11条第1項に規定する代議員をもって充てる。

3 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第9条 議長は、市民会議全体をまとめ、市民会議を代表する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、事業の企画、立案を行い、市民会議の事業の円滑な運営に努める。
- 4 事務局長は、市民会議の事務を統括する。
- 5 会計は、市民会議の会計事務を処理する。
- 6 監事は、市民会議の事業及び財務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、160名以内とし、別表に掲げる市民会議構成自治会の役員、各種団体を代表する者及び関係機関の委員並びに公募により選ばれた住民で構成するものとする。ただし、公募住民の定数は10名以内とし、任期は2年とする。
- 3 総会は、毎年度1回、年度当初に開催し、議長が招集する。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。
- 4 総会は、代議員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 5 総会の議長は、役員の中から選出する。
- 6 総会は、次の事項を審議し議決する。
  - (1) 役員選任及び解任に関する事。
  - (2) 「まちづくりプラン」に関する事。
  - (3) 事業計画、事業報告に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) 規約の変更に関する事。
  - (6) その他重要事項に関する事。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、議長、副議長、理事、事務局長、会計及び監事をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて議長が招集し、市民会議の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定する。
- 3 役員会の議長は、理事の中から選出する。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第13条 市民会議の事務事業を円滑に執行するため、市民会議に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務を処理する事務局員を置く。

(部会)

第14条 総会及び役員会で決定された方針に基づき事業を実施するため、市民会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

(会計)

第15条 市民会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第16条 市民会議の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに総会の議決を経て定めなければならない。ただし、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び予算を基準として会務を執行することができる。

(事業報告及び決算)

第17条 市民会議の事業報告及び決算は、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2月以内に総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第18条 この規約は、総会において4分の3以上の議決を得て変更することができる。

(解散)

第19条 市民会議は、総会の4分の3以上の議決を得て解散することができる。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年5月21日から施行する。ただし、第11条第2項中、公募住民に関する規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 市民会議設立時の役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。
- 3 市民会議設立時の代議員の任期は、第11条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 市民会議設立初年度の会計年度は、第15条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。
- 5 市民会議設立初年度の事業計画及び予算は、第16条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この規約は、平成29年6月15日から施行する。

別表（第11条第2項関係）

総会の代議員

自治会、各種団体、関係機関の委員の名称			代議員の範囲
1	自治会	三箇自治会	役員全員
		新和町自治会	
		新三箇自治会	
2	老人クラブ	三箇第1老人クラブ	団体を代表する者2名
		三箇第2老人クラブ	
		三箇第3老人クラブ	
		三箇第5老人クラブ	
		三箇むつみ会	
		新和町老人クラブ	
		新三箇老人クラブ	
3	消防団	第2方面隊第10分団	
		第2方面隊第11分団	
		第2方面隊第12分団	
4	防犯委員会支部	三箇支部	
		新和町支部	
		新三箇支部	
5	自主防災会	三箇自主防災会	
6	校区福祉委員会	三箇校区福祉委員会	
7	女性防火クラブ	三箇女性防火クラブ	
8	子ども会育成会	三箇子ども会育成会	
9	民生委員児童委員		9名
10	主任児童委員		1名
11	青少年指導員		6名
12	保護司		3名
13	水利組合	中戸水利組合	団体を代表する者2名
		三箇水利組合	
		6丁目水利組合	
14	地車会	大箇だんじり会若中	
		江ノ口南若中保存会	
		江ノ口北若中地車会	
		西之口若中	
15	P T A	三箇小学校P T A	
16	小学校	三箇小学校	団体を代表する者1名
17	中学校	谷川中学校	
		深野中学校	
18	社会福祉法人	寝屋川福祉会 上三箇保育園	
		江山会 江ノ口保育園	
		青い鳥福祉会 青い鳥工房	